

■承認第2号 四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する 条例について

【要旨】

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されました。この省令の施行に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第14条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正され、固定資産税の課税免除の要件が変更となったことから四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【改正内容】

1. 課税免除の要件の改正

- ・適用期限を平成27年3月31日から平成29年3月31日に変更します。

【課税免除の内容】

1. 該当要件

過疎地域自立促進法に該当する地域で製造業（日本標準産業分類による製造業）・情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業）・旅館業（下宿業を除く）の業種において青色申告事業者で租税特別措置法第12条第1項及び租税特別措置法第45条第1項に該当する設備等を新設又は増設した事業者で、直接事業の用に供する施設、機器等の部分の取得価格の合計が2,700万円を超えるもの。

2. 課税免除の範囲

該当要件に係る家屋、償却資産及び土地（土地については取得後1年以内に該当する家屋を着工した場合に限り、該当する家屋の建っている面積）の固定資産税について操業開始の翌年度から3年間全額免除するもの。